

## 第3回まちづくり条例策定委員会 議事録

日 時：令和6年1月31日（水）14～16時

場 所：地域振興プラザ2階 商工会中 会議室

出席者：学識委員A（委員長）、学識委員B、学識委員C、  
市民委員D、市民委員E、市民委員F、市民委員G

傍聴者：4名

### 【配布資料】

- |                               |
|-------------------------------|
| 1 第3回まちづくり条例策定委員会 資料          |
| 2 資料1 大規模土地取引の届出（他市の状況）       |
| 3 資料2 調整会がある市の対象比較            |
| 4 資料3 まちづくり条例に係る「特定事業」に関する検討案 |
| 5 周辺に影響が大きい施設に関するアンケート        |
| 6 参考資料 稲城市の他の制度に関する資料         |

### 1 開会

### 2 前回の振り返り

※コンサルタントから前回の振り返り

### 3 議事

#### 3-1 大規模土地取引について

※事務局から資料1に基づいて説明

#### ■質疑応答

委員長：前回の議論をしながら感じたのだが、議論の視点というか事象が必要なので考えた。1点目は事前に土地取引の情報を得る必要があるかどうか、2点目は本当に効果があるかどうか、3点目は、民間の立場に立つと、土地取引の自由に行政が介入してもよいのかどうか、4点目は、これは学識委員Cにうかがいたいのだが、本当にそれが適法なのかどうか、という4点である。

市民委員D：大規模開発で大きなマンションなどができると、地域医療の限界を超えるなど、社会インフラが追いつかなくなるという問題がある。稲城市も市民病院が1つしかない。また、防災面では、消防署が1つしかなく、18m以上の高層マンションの火災には対応できないという問題もある。

委員長：市のニーズや課題を、土地を買う人にきちんと伝える、あるいは売る人にも知った上で売ってほしいという情報を、どのように出すかという話なのだが、その情報をどの段階で土地を売りたい人に伝えるかが重要になる。事前届出といっても、生産緑地などは解除されるときにはもう売主が決まっていることが多いし、工場の跡地なども金融機関との関係の中で売り先は下調べができていてほぼ決まっていることが多い。行政は土地を

売る場合は入札ということになるが、いつを基準に3か月前なのかというのはなかなか難しい。

学識委員B：多摩市は3か月前だが、売り先が決定していないものも案件として上がってくる。このくらいの時期に契約が決まりそうだというような案件が出てきて、これまでの土地利用の経緯や市の将来の土地利用の方針などを売主に伝えて売るように売主にお願いしている。

委員 長：多摩市の事例で教えてほしいのだが、経験上、企業が所有する土地を売りたいという場合には、相当前から企業意思が決まっていて、金融機関等とも相談しながら、だんだん決まっていくと思うのだが、そのあたりはどうか。

学識委員B：大体は決まっているが契約はまだというものが出てくる。一旦出てきたものが、ダメになったというようなものもある。

委員 長：用途によって土地の単価が変わってくるので、価格にも影響してくるということか。

学識委員B：そこまで漠然とした状態では出てこない。マンションなどという用途は大体決まった状態で出てくる。

委員 長：事業者から不満はでていないのか。

学識委員B：制度としてそのようなものになっているので、そこまではわからない。

委員 長：届け出ない場合の罰則はあるのか。

事務局：多摩市に関しては、罰則はない。

学識委員C：国分寺市も、地域特性などを踏まえて、留意点等を買主に申し送るように、市が助言をする制度となっている。売却を考えたときに市に相談してもらったら、買主にこういうこと伝えてほしいという話をするのが一番、実効性があると思う。

委員 長：実際には土地利用規制などの条件について調べずに土地を売買することはないので、必ず行政の窓口に来るのではないかと考えている。なのに、なぜこのような制度が必要なのかがわからない。

学識委員C：法律上の限度まで使われると困るというのがあるのだと思う。

学識委員B：江東区ではマンションだと20戸以上、500戸以上など、いくつかの段階に分けて、区から要望を伝えるようなしくみにしていて、効果が上がっている。多摩市の場合は、もう少し具体的な案件が上がってくると、窓の位置の調整や景観上も問題がないようにお願いすることなどもやっている。

委員 長：届出のあったものを市民公表することはあるのか。市民は売買の後知ることになるのか。

学識委員C：事前届での段階では公表していない。

委員 長：土地利用調整計画などを策定して、土地利用の方向性を詳細に事前に決めて公開しておけば、事前届などで助言するよりも安心なのではないかと思うがどうか。

学識委員B：条例化してきちんとやっている自治体は、事業者も認識しているので効果はあると思う。

事務局：委員長がおっしゃったように、事前に細かい計画があると、市からもそれに基づいて助言がしやすい。それがいない状態だと、例えばある工場が撤退してマンションを建てたいといった場合に、市として何を助言すればいいのかということになる。

委員 長：その方が市民も安心なのではないか。

市民委員D：南多摩の市立病院の向かいの昔富士通の工場があったところは、長らく更地になっていたが最近工事が始まった。人がほとんど住んでいない場所なので、直接に影響を受ける

市民は少ないが、川崎街道に面していて大型トラック等の交通量が増えて渋滞などが発生すると影響が出てくる可能性がある。そうしたことも周辺の住民が知らない間に進んでいるという状態がある。

委員 長：事前届出の制度があったとしても今のようなケースでは公表はできないので、市民は知るべきがない。事前届出については効果との関係になるので、他の事例も調べて効果の有無を見極めてから採用するかどうか決めたらどうか。いずれにしても土地利用調整計画などで事前に土地利用の方向性などを示しておく手もあるように思う。行政の事務負担の問題もあるし、府中市などでは専門家だけの審議会があって、第三者が助言するようなくみになっている。そうしたしくみも必要なのではないかと感じるので、事務局で検討いただきたい。

市民委員 F：土地の売買は自由であるということには賛成なのだが、多摩市の事例をみると、まちづくりの指導基準というものがある。大規模な土地の売買では、市で指導基準を作り、それを事前にみた上で売買契約に至るといったステップが必要だと思う。住民が知るの事は事後でもいいと思う。

委員 長：行政手続き上、そうした指導基準を事前に公開しておくことが必要となる。

学識委員 C：基準は事前に公開しておいて、何に基づいて指導するのかという部分が必要になる。

委員 長：事前届出を盛り込むとするとハードルは高い。後は市の判断ということだと思う。

### 3-2 特定事業の対象の検討

※事務局から資料1、資料3に基づいて説明

委員 長：前提の確認だが、大規模なものについてはそもそも対象で、それ以外の特定用途についてどうするかを検討するという理解でよいか。

事務局：検討案としては、大規模開発を対象にしているが、そもそも大規模開発を対象にするかどうかでもご意見いただきたい。

委員 長：「大規模」の基準はどの程度を考えているのか。

事務局：土地面積 3,000 m<sup>2</sup>以上と考えている。

学識委員 C：他の制度という場合、裁判所の調停や、弁護士会のADRの話し合いなどがあり、それはすべてをカバーしている。ここでの論点としては、「他の行政上の調整制度がある場合」ということだと思う。それと、他の法律の中でも、何かがあっても調整、話し合いの制度があればよいが、ただ届出するだけだと、調整の場を設けることに意味があると思う。

委員 長：開発事業には建物を伴うものと、伴わないものがある。それぞれ何を対象にするかを検討する必要がある。また、建物を伴うものでは用途が変わってしまった場合どうするかということも問題になる。用途変更では、建築確認申請が出てこない場合は捕捉が難しい。ここまで裾野を広げて、何が問題になりそうかについてご意見をいただきたい。

市民委員 F：市内では高齢化が進んでいる地区もあるので、障害者施設などの施設は基本的には対象にしない方がよい。こうした施設を求めている方は非常に多い。これを対象とすると、稲城市は施設の立地に反対していると取られかねない。こうした施設は周辺に影響はないはずなので、対象としなくても問題ないと思う。

学識委員C：狛江市で調整会の委員をやっていたことがあるが、周辺の住民が反対する立場で調整会に申し立てるケースもあるが、地元農家が建てたいと思っているが、周辺住民から反対されているような場合、調整会で客観的に調整してほしいということで申立てをするケースもある。もめそうなものについては対象となっていることで、行政や第三者が入って調整してもらえてありがたいということもある。事業をする側にとっては必ずしも邪魔な制度であるというわけではない側面もある。

委員長：客観的に調整してくれる場があるということは、行政としてもいいことだと思う。

学識委員C：建築物を建てる場合などは、周辺住民などでも利害が微妙に違うケースがある。そうした場合、裁判所の調停では調整できない。地域の調整会で色々な関係者が一堂に会して意見を出し合って調整するというのは意味があると思う。狛江市ではホールを貸し切って、大規模に調整会を実施したこともある。

委員長：狛江市の調整会の委員はどのような人がいるのか。

学識委員C：都市計画の専門家や弁護士、市民などです。

委員長：武蔵野市は専門委員のみで、建築、緑関係、都市計画、弁護士がいて、調整に向けて極めて技術的、専門的な提案をしてくれるので、事業者も説得しやすいし、市民も安心感がある。流山市の場合は狛江市のように市民が参加しているが、法的に問題となりそうな発言を市民委員がしてしまうことがあり、注意をしたことがあるが、狛江市でそうしたことはないか。

学識委員C：発言については、市のホームページに議事録がでているので確認できると思う。本質は、そもそもそこに建てられない、建てるべきではないものは、何らかの法や条例で規制をしないとイケなくて、あくまでも調整会は微調整をする場ということだと思う。

委員長：建物が伴うものについては、みなさん対象とした方がよいということだと思うが、建物を伴わないもの、また、途中で用途が変わってしまった場合を対象とするかについてはどうか。

市民委員F：夜間に動きがあるかと、騒音問題を解決できるかということであれば問題ないと思う。

野口委員長：ペットショップはどうか。

市民委員F：夜間閉まっているのであれば問題ないと思う。

市民委員D：都市マスタープラン策定のときに、稲城市の伝統や文化、自然など、昔から受け継がれているものや風景をどうやって残していくかという議論があった。そうしたものを残していくのにふさわしくないような華やかな装飾やデザインはふさわしくないと思う。また、稲城市はこういう街なのでもっとにぎわいがほしいと思っている市民は多い。そういう意味では、ドッグランや墓地などよりも興業場とかそういうものが求められている面はあると思う。

市民委員E：犬を飼っているのでドッグランはほしい。

学識委員B：他の制度がある場合はそちらで対応ということだったが、例えば東京都の屋外公告物条例などは全然ダメで、多摩市でも巨大な看板ができて驚いたことがあった。都の基準だから大丈夫というのでは心配がある。稲城らしさというのを出すためには市独自の基準を考えることも必要ではないか。

事務局：例えば、東京都の紛争予防条例での意見と、市の調整会の意見が食い違ってしまう場合はどうしているのか。

学識委員C：東京都の紛争予防条例は日影規制ができたときに合わせてできたが、当時は行政だけが建築確認の権限を持っていたので、話し合いをしないと確認を出さないということで効果があったが、今は民間で確認が出せるので、話し合いせずに民間に行ってしまうので、事実上ほとんど機能していない。狛江市は特定行政庁ではないので、大きなマンション開発などに調整会が関わってきて、建築の専門家などが委員にいて、プランの提案などをすることで、大きく計画が変わったこともあった。東京都の紛争調整や裁判所の調停では絶対にそんなことはできないので、そこは行政と専門家が関わって意見を出して調整するという意味はかなりあると思う。

委員 長：市が条例を作る効果はある。事業者も従ってくれる。ただし、法的に問題の発言はできないということが前提になるが。

学識委員C：狛江市の場合は、手続きを経ない場合は罰則があるが、一定の手続きを経て、それなりの対応をすれば、市民が反対していても、市は認めるということになっている。また、小さなペットショップなどは、条例で規定していなくても、住民は反対運動や、裁判所の調停、差止め裁判などができるので、事業者としてもそうなるよりは、地元の自治体で調整会を開いてもらってそこで判断してもらえる方がメリットになるのではないか。

委員 長：建物の建築を伴わないものも対象にしてもよいということなのだと思う。問題は、国や都、公共的な団体が作るものを対象にするかどうかだと思うがどうか。

市民委員D：そうした団体が建てるもので対象になりそうなものはあるのか。

事務局：高層の公的住宅などが考えられる。

委員 長：行政が建てる場合は、計画通知という制度があり、建築確認が必要ないので、知らないうちに計画が進んでいることも可能性としてはある。

市民委員D：そういう意味では行政がやる事業の方が問題がでるような気がする。

事務局：民間と違って、行政が建てる場合は、住民説明を丁寧にやってきたし、これからもやっていくということが前提となります。

学識委員C：それが制度化された方がよいかどうかということだと思う。

市民委員D：保育園などを考えると、今は反対する人の声の方が大きかったりするが、住むまちとして選んでもらうためには必要な施設なのだと思う。

学識委員C：狛江市の例では、周辺住民を広い会場に一堂に集めてやるため、開催の周知をすると反対の人も賛成の人も来る。そういう意味では対象とする意味はあるのではないか。

委員 長：市民側で賛成と反対が割れたケースはあったか。

学識委員C：それはなかったが、住んでいる場所によって、微妙に求めるものが違うというケースはあった。

委員 長：そうした場合は、行政だけではなかなか調整は難しいと思う。ちなみに市に建築職は何人いるのか。

事務局：建築士の資格を持っている職員はある程度は在籍しているが、これまで建築指導等をしてきていないので、前面に立って指導できるかという点で難しいと思う。

学識委員C：建築や計画がよくわかって、リードできる人材を専門家として確保できるかどうかが必要になる。

学識委員B：確か昭島市では、建築士を週に3日だけお願いして、指導を担ってもらっているという例がある。

委員長：そうした専門家を育てていかないといけない。市内には建築系の大学はあるのか。

学識委員B：駒沢女子大学にあるのではないか。

市民委員G：あります。

委員長：条例を作って制度化すればそれで済むという話ではなく、人材の確保をしていくことが重要ということだと思う。

### 3-3 住民参加について

#### (1) 計画の住民参加

※事務局から資料1に基づいて説明

##### ■質疑応答

学識委員B：地区計画の制定率45%は非常に高い。市がきちんと協議に乗ってくれるのであれば、申出制度は必要ないが、市が協議してくれないということであれば、必要ということなのだと思う。

事務局：申出制度も最後は市が認めないといけない制度なので、市がそっぽを向いている状況だと地区計画はできないということになる。

学識委員C：ほとんどの地域住民の賛同を集めて提案しても市が認めないという自治体もあるので、意見が出てきたときに受け止めて一緒に議論して直していけるのであれば実効性はあると思う。それを行政がきちんと意識してやるかということだと思う。

学識委員F：私も申出制度が不要であるのは正しいと思っている。申出制度があって、市の意見によって地区計画が決まってしまうと、住民側から「市の思わくにはまった」みたいな意見が出てきたりする。地区計画を作った側からすると、市が認めるのは大前提だが、そこに申出まで制度化するのは少しやりすぎではないかと思う。

委員長：「③その他の地区のルールづくり」については意見があって、地区計画では決められないルールをフォローするものとして地区まちづくり制度があって、地区計画と地区まちづくり制度を両方決める地域も結構ある。地区計画では決められない公園の管理や清掃といったソフトなまちづくりを地区まちづくり計画で決めるというのは一定の効果があるので、制度化したらどうかと思っている。

学識委員B：市民にそういうことを知って、考えていただく、あるいは参加してもらうきっかけにはなると思う。何かハード的なものをつくったときに、その他の地区のルールづくりの制度があって、まちづくり協議会などを作って市民が提案しながら考えていくというのはあってもいいと思う。

委員長：協議会は災害時などには特に有効で、協議会があるところは動きが速い。協議会があると住民組織ができ、そうするとまちづくりについて議論しやすくなる面があるので③はあった方がいいのではないかと思う。

学識委員B：全部ではないが、そういう活動をしたい人たちがまちづくり協議会を作って取り組んでいくしくみがあってもいいような気がする。

学識委員C：使いたい人がいれば使えるということでもいいのではないか。

委員長：他の自治体では最近はあまり使われていないような気がするがどうか。

学識委員B：多摩市では時々まちづくり協議会をつくりたいということで、審議会で認定したりしている。

## (2) 市民のまちづくり活動について

### ①市民活動へのサポートについて

※事務局から資料1に基づいて説明

#### ■質疑応答

学識委員D：サポートセンター稲城に携わっているが、実際に今やっているのは、財政的な支援として公募制度で手をあげた団体を審査し、年間で5万円程度の補助をしている。ソフト面では、仲間づくりやネットワークづくりなどの支援なので、具体的にまちづくりの活動を具体的にやるという事例は今のところあまりない。そんな受皿もあるという程度となっている。

委員長：すでにある制度と重複してしまうということか。例えば公園の花壇の手入れなどの活動をしたいというような人たちの提案も受け入れているのか。

学識委員D：そのような機能もあるのかもしれないが、実際には自治会や有志がアダプト制度を利用して活動していることが多い。

事務局：公園や道路の管理については、アダプト制度という形で市民が参加できる制度を用意している。また、公園に関するルールづくりについては公園の担当部署でも議論になっている。協議会のような組織を作ることができる他の法的な制度があるので、そちらで実施するか、こちらと連携するかというところを議論している。

学識委員C：専門家派遣のサポートはあるのか。

事務局：②の議論と関係するのでそちらで説明したい。

### ②市民提案制度⇒協働による課題解決制度（案）について

※事務局から資料1に基づいて説明

#### ■質疑応答

委員長：法律上の制度よりも、もっと幅広く、芽の段階からきちんと育てることができる、市民の完全に目線に立った制度という感じがする。担当部署は街づくり計画課が担うのか。

事務局：窓口で受け付けるのは街づくり計画課だと思うが、その問題に応じて関連する部署を検討会のメンバーに入れて、議論を積み重ねて解決していくことを想定している。

市民委員G：大学で、学生がカフェ運営をする場合、何をどういう手順で進めるのか、そもそものイメージが湧かなかつたので調べたのだが、京都橘大学の学生が、市場調査や営業許可に係る行政情報の調査・申請、食品衛生責任者講習の受講、店舗ブランディング、コーヒー機材をはじめとする物品の調達、コーヒー豆の選定、コーヒー提供のための技術練習などの様々な準備を自分たちで行ったという事例があった。これは授業の一貫で学校側の支援があったからできたもので、駒沢女子大でも学校側が許可すれば、可能性があると思うが、営業許可に必要な申請などは学生にはわからない。そこを行政にサポートし

てほしいと思っている。また、必要な物品の調達などは地元の企業に助けてもらいたいと考えている。まちづくり条例でそれが実現できるような市民提案制度を作ってもらえれば可能性はあると思っている。

委員長：市が考えていることと一致する。そのためには、まず条例に市民の定義を書くが、そこに学生も入れる必要がある。また、今の話は先ほどのサポートセンター稲城では支援できないのか

市民委員D：カフェ運営ということであれば立ち上げのために、経験者を派遣するようなことはできる。

委員長：市民の中でこうした小さな起業が育っていくと、まちの活性化につながっていくかもしれない。

事務局：例えば今の話ですと、駒沢女子大の周辺にカフェがないという課題がまずあり、それを市民と行政と一緒に解決しましょうという話になり、興味がある市民をまず集め、その中で色々議論をした上で、運営は学生たちが担う、行政的な手続きは分からないので専門家に手伝ってもらい、そういった役割分担を決めて進めていくイメージかなと思う。

市民委員D：学校内にカフェを作るイメージなのか。

市民委員G：キッチンカーなどを想定している。

市民委員D：大学近隣で土地を持っている人が協力してくれるかもしれない。

委員長：農家で協力してくれる方がいるかもしれない。野菜を使ってもらうことで宣伝にもなる。学識委員Cが関わっている神楽坂ではどのような形で取り組んでいるのか。

学識委員C：神楽坂では小さな商店主などがたくさんいてノウハウを持っている。逆にそういったノウハウを持った人とつながってチームを作ることが大事だと思う。

委員長：質問なのだが、まちづくり条例でいう、「まちづくり」はそこまで含まれるのか。

事務局：そこは難しいところだと思う。

学識委員C：まちを楽しくするのもまちづくりということで、まちづくりの定義を広げてしまえばいいのではないか。

委員長：条例の全文や目的の記述が難しい。他市の事例ではハードや土地利用を対象としていることが多い。

市民委員F：一案としてだが、IT業界では、ハッカソンなど、課題解決のためのコンテストがよく開催される。そのときに、誰が主体になるかということでもめることが多い。基本的に市は、その名前だけ貸してもらえただけでも活性化にはなる。条例に入れるのであれば、「市の課題解決に関わることであれば、市は協力する」のような文章であれば、書き込めるのではないかと思う。

委員長：それはハードが伴わないものでも入れられるイメージか。

市民委員F：入れられると思う。市の課題解決につながるものであればいいと思う。

委員長：他の部署からこちらの領域に手を着けるな、などと言われる恐れはないか。

事務局：市の中には色々な課題があるので、何を「市の課題」とするかについては議論しなければいけないと思う。あるセクションは反対するかもしれないが、別のセクションではこれを市民と一緒に解決したいというところもあると思う。

市民委員F：ただここで言いたいのは、お祭りとかイベントとか「まちおこし」に近い感性だと思う。そういう活動に市が協力するというところだけ書いておけば、あとは個別案件ごとに対応



してくれるのではないか。

学識委員C：まちづくりというよりは、正確に言うと「市民活動支援」だと思う。でもそれが入っていてもおかしくはないと思う。

委員長：あえて言えば、市民がまちに出て、色々な活動をすることによってまちが活性化し、道路や公園もよくなる、ということではまちづくりと言える。

市民委員F：それを市が受け入れることを示すのが、市民ファーストなのではないかと思う。

委員長：事例としては、猫カフェのようなものが出店することなども考えられる。  
問題は、課題について交通整理をするときに、担当課だけでやるのか、専門家を入れるのかということ。審議会のような組織はつくりたいのか。

事務局：審議会のような組織をつくり、意見を聞くことをイメージしている。

学識委員C：色々な経験を持った専門家に意見が聞けるというのは大事だと思う。

委員長：様々な分野の専門家がいて、案件の内容ごとにチームを組んで対応してもらおうというしくみがいいのではないか。

事務局：3つとか4つのプロジェクトを同時に進めるのはなかなか難しいかもしれない。

委員長：とりあえず年1回、世田谷区でやっているようまちづくり提案制度のようなものイベント的にやってみるのも一案だと思う。この分野では世田谷区と横浜市が色々新しいことをやっているのを参考にしてみるといいかもしれない。

事務局：我々としては具体的な提案の一手手前のところから、市民と一緒に考えていきたいと思っている。

### 3-4 周辺に影響が大きい施設に関するアンケートについて

※事務局より「周辺に影響が大きい施設に関するアンケート」に基づいて説明

#### ■質疑応答

委員長：「反対」などは直接的なので、もう少し柔らかい表現の方がいいのではないか。

事務局：三段階評価をイメージして作成している。

学識委員B：ニュアンスで考えていただけるようにしないと、「反対」が圧倒的に多かったら困ったことにならないか。

学識委員C：反対だけではなく、学校や病院などはそうした施設が必要かどうかも聞いた方がいい。必要だが、こうしてほしいというような形で聞かないと、困ったことになると思う。

事務局：逆に言うと、反対の数が多ければ、議論はしないといけないと思う。議論の結果、規制はできないという結論になることはあると思うが、議論の俎上に上げるという意味では率直に意見をいただいているのかなとは思っている。議論の結果として要望に応えられるかどうかはまた別の話だと考えている。「気になる」が多ければ特定事業に入れる方向で検討する、「気にならない」が多ければ特定事業から外す、といった場合分けのための参考資料と考えている。

学識委員C：先ほどのサポートの話とも関連するので、逆にあってほしい施設も聞いてもいいのではないか。

市民委員F：最初に言ったが、障害者・高齢者・児童福祉施設については外してもいいのではないか。

反対する人はいないのではないか。

事務局：外す方向で検討したい。

委員長：「その他」については理由も書いてもらったらどうか。また、学識委員Cに質問なのだが、これを全部条例に書くことはできないし、今後どのような新しい形態の施設ができるのかもわからない。条例でどう規定すればよいか。

学識委員C：やはり一般的な紛争調整のしくみを作ることだと思う。先ほど言ったように、裁判所などの場ではなくて、地域の実情をわかったところで調整するという、小さなものであっても利用できるっていうのはプラス・マイナスの両面がある。

委員長：対象をあらかじめ限定せずに、何が問題になるのかも想定できないので、問題があれば調整できるというシステムにするということか。

事務局：少し困ると思うのは、例えば一般的な紛争調整のしくみにした場合、事業者側が自分の事業が対象かどうかわからない。対象ではないと思って事業を進めていたところ、後から対象だと言われると、事業者が困ってしまうという事態にならないか。

学識委員C：対象となるかどうかは手続きを進める中で、周りから何もいわれなければ対象にはならない。申立てがあれば、制度に則って参加するというような形になるのではないかと思う。

委員長：「その他、地域の環境に負荷を与えるもので、地域の住民が意見を言った場合」など、一定の限定をしないと後が大変になるので、限定は必要だと思うが、本則の作り方のテクニックはありそうな気がする。

学識委員C：あまり一般論で書いている自治体は確かにないが、先ほど言ったように、すべての紛争について申立てをすれば、裁判所の調停や裁判ではどんなものでも受けるようになっていく。受けて認めるかどうかは別だが、そういうしくみはあって、何が裁判を起こされるかわからないから事業者が事業できないというわけではないので、それを地域の目で調整するというしくみがあってもおかしくはない。

事務局：その場合だと、建築物ができた後に調整をするイメージか。通常だと建築する前の計画の段階で、調整をすると思うのだが。

学識委員C：できた後に運用してみて紛争が起こる場合もあるし、作る前に想定される場合もある。特定のものはあるが、ある程度一般的に使えるようなしくみも工夫してみるというのがいいかもしれない。

委員長：それは新しい。ただし誰でも申し立てできる制度にしてしまうと乱用される可能性がある。何らかのハードルを設ける必要があるのではないか。

学識委員C：手続きと効果の関係で、先ほどの裁判の調停は、誰でもどんなものでも起こせて限定はない。ただ法律に照らして通らない主張だと申立てしても通らないというだけなので、そこは制度設計だと思う。

委員長：これは条文で考えるしかない。

事務局：市民提案については、まちづくり条例という枠組みの中で、本日の意見を踏まえてどのように実現できるかを議論し、庁内でも調整していきたい。

#### 4 その他

##### (1) 次回開催予定

○2/26(月)17時以降、2/28(水)17時以降、2/29(木)の午後～夕方調整し、メールで各委員に連絡。

#### 5 閉会

以上